

副会長の仕事

副会長 廣瀬 健一郎 (50期)

主な担当業務: 司法改革、司法修習、法曹養成、夏期合研、法廷、新進会員、若手支援、活動領域、高齢者・障害者、犯罪被害者、骨髄等提供、災害対策、労働法制、公益通報、弁護士任官等



1 はじめに

弁護士会館5階と6階の窓から向かいの日比谷公園を見ることができます。

4月に副会長に就任した時には桜を見ることができました。いつの間にか日比谷公園から蝉の声が聞こえるようになり、この原稿を書いている8月15日まで瞬く間に時が過ぎました。

本稿では、副会長がどんなことをしているかをご紹介します。

2 会議

(1) 理事者会

当会会則43条1項は、「会務の執行は、会長及び副会長の合議による。」と定めています。この合議が理事者会と呼ばれていて、総会付議事項、常議員会付議事項をはじめ、会務の重要事項はすべて理事者会で審議され、決定されます。

理事者会は、週2回のペースで、2時間ないし2時間半開催されます。意見が分かれる議題もあり、1回の議論では結論が出ず、持ち越されることも珍しくありません。

(2) 総会、常議員会

役員は、総会、常議員会に出席して、会務の状況を報告します。月1回のペースで開催される常議員会では、副会長が担当議題についての趣旨説明を行います。

3 委員会

各副会長は、委員会に他会や裁判所との協議会などを加えると30から40の会議体を担当しています。

委員会への出席は、副会長のフルタイム出席を必要とする委員会は少数で、多くの委員会には、副会長は一部の時間帯に出席しています。別の委員会などの会務が重なった場合、調整できる場合は一部出席し、調整できない場合は欠席することもあります。

ほとんどの委員会にはZoom出席が可能ですので、会館外からZoomで出席することもできます。

4 決裁、職員との打ち合わせ

日々行う決裁は、紛議、懲戒に関する決裁を除き、

パソコンのソフト上で電子決裁を行います。会から貸与されるノートパソコンは持ち出せないものの、リモートソフトでプライベートのパソコンから会のパソコンにアクセスして画面を操作することができ、会館にいなくても決裁することが可能です。

また、日々職員が対応に迷う件について相談にきます。時間が空いたときに、職員の執務スペースに顔を出すと、職員から声が掛かり相談を受けることがしばしばあります。

5 チームで働く喜び

当会の熱心で真面目な職員と同じ弁護士会のスタッフとして協働することは新鮮で心が躍る経験です。また、会長や他の副会長と会の方針について議論したり、他愛のない話で笑ったりする時間がかけがえのない時間となっています。

6 職の重さ

担当委員会の委員が人権を擁護し、弁護士自治を支える活動に熱意を持って時間を捧げている姿を見て、日々心が洗われる気持ちになり、尊敬の念を抱かずにいられません。その委員のメンバーが、副会長に対して敬意を持って接してくださることは、光栄なことであり、同時に副会長職の重さを感じさせます。

7 在館時間

並外れた決意と責任感をお持ちで毎日朝8時から18時過ぎまで在館されている二瓶筆頭副会長を除き、副会長は、平日5日間のうち、おおむね3日半程度在館し、夏休みも数日取得しています。電子決裁は会館外でもできますので、日中常在館することが必須ではありません。また、裁判期日がTeamsで開かれる案件は、会館から期日に参加することができ、支障を感じることはありません。

8 むすびに

いつのころからか日比谷公園の緑を眺めるとき、この緑が散り、桜が咲くころに次の副会長にバトンを渡すのだと考えるようになりました。その時まで、少しでも当会をよくできるよう、力を尽くしたいと考えています。